

(趣旨)

第1条 この規程は、たからまちづくり協議会規約第14条第3項に規定する事業部会の部会員の登録について必要な事項を定めるものとする。

(部会員の登録)

第2条 各事業部会は、規約第2条の目的に賛同して事業の推進に参画を希望する団体（以下「参画希望団体」という。）を随時登録し、部会員として加入させることができる。

(登録の周知)

第3条 協議会員に対する登録の周知は、委員会が承認した広報紙、チラシその他適切な方法により、各事業部会が独自にまたは連携して行うものとする。

(登録の方法)

第4条 参画希望団体は、事業部会登録申請書（様式第1号）を協議会の事務局に提出するものとする。

2 協議会の事務局は、事業部会登録申請書を受理した場合は、速やかに該当する部会長にその旨を報告するものとする。

(登録の基準)

第5条 部会長は、参画希望団体が第2条に適合することを確認した場合には、特別の理由が無い限りその者の当該事業部会への参画を拒んではならない。

(委員会への報告)

第6条 各部会長は、新たな部会員を登録した場合には、その旨を委員会に報告するものとする。

(登録の抹消)

第7条 各部会長は、部会員から退会の申出があったとき、または部会員が実施する活動の内容が規約第2条の目的から著しく逸脱すると認めるときには、登録を抹消することができる。

2 前項前段の部会員が退会しようとする場合は、事業部会脱退申請書（様式第2号）を当該部会長に提出するものとする。

3 各部会長は、第1項後段に該当する部会員の登録を抹消しようとするときは、あらかじめ委員会に諮り決定し、その旨を本人に通知しなければならない。

4 各部会長は、第2項の申請書を受理したとき、または前項において本人に通知したときは、その旨を速やかに事務局に報告するものとする。

附 則

1 この規程は、平成26年10月21日から施行する。

たからまちづくり協議会事業部会登録申請書

年 月 日

たからまちづくり協議会 御中

団体等の名称  
代表者氏名

私たちは、たからまちづくり協議会の目的に賛同し、次のとおり当地域におけるまちづくり事業の推進に参画することを申請します。

団体等の活動拠点	○住所  ○連絡先
団体等の構成	○構成員の数 人
団体等の活動状況	○通常の活動内容
たからまちづくり協議会に参画して推進しようとする事業	○事業の概要 ・内容  ・予算
登録を希望する事業部会	事業部会  ※所属する事業部会は、最終的に申請者と関係事業部会との協議により決定されます。
その他	

事務局	事業部会長	委員長	

たからまちづくり協議会事業部会事業部会脱退申請書

年 月 日

たからまちづくり協議会  
事業部会長 様

団体等の名称  
代表者氏名

私たちは、  
たからまちづくり協議会

の理由により  
事業部会を脱退することを申請します。

事務局	事業部会長	委員長	